

学校運営協議会規則の一部を改正する規則案について

高校教育課

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、学校運営協議会規則（平成28年長野県教育委員会規則第1号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

学校運営協議会規則第1条、第8条、第9条及び第10条について、法を引用する条の表記を改める。

3 施行期日

令和2年4月1日

学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年 月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

学校運営協議会規則の一部を改正する規則

学校運営協議会規則（平成28年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改める。

第8条中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。

第9条中「第47条の6第6項」を「第47条の5第6項」に改める。

第10条中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高校教育課

学校運営協議会規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) <u>第47条の5第1項</u>の規定により、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する学校のうち別に定める学校(以下「対象学校」という。)に学校運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 校長は、協議会の設置を希望するときは、別に定めるところにより、教育委員会に設置の申請をするものとする。 (協議会の承認を得なければならない事項)</p> <p>第8条 <u>法第47条の5第4項</u>に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 学校の運営計画に関する事項 (2) 学校の組織編成に関する事項 (3) 学校の予算の編成及び執行に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 (意見の聴取)</p> <p>第9条 協議会は、<u>法第47条の5第6項</u>又は第7項の規定により教育委員会に対し意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。 (職員の任用に関して意見を述べるができる事項)</p> <p>第10条 <u>法第47条の5第7項</u>に規定する教育委員会規則で定める事項は、学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) <u>第47条の6第1項</u>の規定により、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する学校のうち別に定める学校(以下「対象学校」という。)に学校運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 校長は、協議会の設置を希望するときは、別に定めるところにより、教育委員会に設置の申請をするものとする。 (協議会の承認を得なければならない事項)</p> <p>第8条 <u>法第47条の6第4項</u>に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 学校の運営計画に関する事項 (2) 学校の組織編成に関する事項 (3) 学校の予算の編成及び執行に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 (意見の聴取)</p> <p>第9条 協議会は、<u>法第47条の6第6項</u>又は第7項の規定により教育委員会に対し意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。 (職員の任用に関して意見を述べるができる事項)</p> <p>第10条 <u>法第47条の6第7項</u>に規定する教育委員会規則で定める事項は、学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。</p>